

## 先物・オプション取引に関する確認書 兼 差換預託に関する同意書

### (先物・オプション取引に関する確認書)

私は、先物・オプション取引を行うにあたり、「注意喚起文書 兼 指数先物・オプション取引の契約締結前交付書面」、「先物・オプション取引ルール」及び「先物・オプション取引口座設定約諾書」の内容を十分理解のうえ承諾し、私の判断と責任により、指数先物取引及び指数オプション取引を行うことを確認します。併せて、先物・オプション取引のリスクについて、今後改めて説明を受ける必要がないことを確認します。また、私がMR F 累積投資口座を設定している場合、先物・オプション取引の利用を申込むにあたりMR F 累積投資口座を解約すること及び先物・オプション取引口座が開設されている間はMR F 累積投資口座を設定できないことに同意します。

### (差換預託に関する同意書)

私は、私が貴社に差入れた先物・オプション取引口座設定約諾書（以下「約諾書」という。）第3条第2項の規定に基づき、私が差入れ又は預託した証拠金のうち委託証拠金の全部又は一部につき、貴社及び貴社の指定清算参加者である岡三証券株式会社による差換預託が行われることについて、ここに同意します。つきましては、約諾書第17条の規定により私の委託に基づく未決済約定につき支払不能による売買停止等時の建玉の移管又は転売若しくは買戻し若しくは権利行使が行われた場合においては、次の各号に掲げる事項につき、一切の異議を申立てないことを承諾します。

- (1) 株式会社日本証券クリアリング機構は、貴社又は貴社の指定清算参加者である岡三証券株式会社について支払不能による売買停止等が行われた後遅滞なく、貴社又は貴社の指定清算参加者である岡三証券株式会社が差換預託分の取引証拠金として預託している代用有価証券を適当と認める方法により換金処分すること。この場合において、当該換金のために要した費用は、当該取引証拠金の額から差引かれること。
- (2) 私が取引証拠金の返還を求めた場合には、私の預託した委託証拠金が現金であるか代用有価証券であるかに拘らず、金銭でのみ返還が行われること。
- (3) 私が取引証拠金の返還を求めた場合において、貴社又は貴社の指定清算参加者である岡三証券株式会社が差換預託分の取引証拠金として預託している代用有価証券に係る相場の変動等のため、私が返還請求権を有する額全額の返還が受けられないことがあり得ること。この場合の未返還額については、未決済約定の引継ぎが行われた場合における貴社の指定清算参加者である岡三証券株式会社、引継先の取引参加者（引継先の取引参加者が非清算参加者である場合にはその指定清算参加者を含む。）及び株式会社日本証券クリアリング機構に対しては、一切の請求を行わないこと。

(2013年7月16日 改正)